

第8条（採用の決定と通知）

甲は、乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件（賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限られない）を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第9条（特命事項）

本書の規定にかかわらず、甲が特に指名する人材に関し、乙が本件業務を行う場合等の特命事項についての本件報酬の発生および額等に関しては、甲および乙の協議にてその都度定める。この場合、乙の甲に対する本件業務にかかる費用の前払請求を定めることも妨げられないものとする。

第10条（解除）

甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反した場合において、その契約違反の是正を相当期間を定めて催告してもこれが是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、第13条違反については、同条の定めるところによる。

第11条（短期退職時の手数料の返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、入社後6か月未満で退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、甲の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合また、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合には、乙から甲に対する本件報酬の返還は、行なわないものとする。

入社後1か月未満の場合：本件報酬の80%

入社後3か月未満の場合：本件報酬の50%

入社後6か月未満の場合：本件報酬の30%

第12条（本件報酬の返還の時期）

前条により乙が甲に本件報酬を返還すべき場合には、乙は甲に採用決定者の退職日から30日以内に本件報酬を返還するものとする。

第13条（個人情報保護及び機密の保持）

甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これ